

「+ONEマーク（プラスワンマーク）」制度に係る 評価認証団体の公募について

(公募要領)

令和6年10月4日
国土交通省海事局内航課

国土交通省では、令和4年12月22日に知床遊覧船事故対策検討委員会が公表した「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、安全情報の提供の充実のため「安全性の評価・認定制度（マーク等）の創設」が盛り込まれたことを受け、旅客船事業者が安全性向上へ積極的に取り組んでいることを評価する「+ONEマーク（プラスワンマーク）」制度を令和6年度の運用を開始するにあたり、評価認証団体の公募を実施します。

本制度の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。

目次

1. 制度の目的
2. 評価認証団体公募の流れ及び留意事項
3. 評価認証団体の業務
4. 公募へ応募できる者
5. 応募書類、応募方法等
6. 応募に当たっての留意事項
7. 問い合わせ先

1. 制度の目的

令和4年12月22日に知床遊覧船事故対策検討委員会が公表した「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度（マーク等）を創設することとされたところであり、安全性向上に積極的に取り組んでいる旅客船事業者を評価することにより、安全性の向上のための事業者の取組を促進することが求められています。

2. 評価認証団体募集の流れ及び留意事項

(1) 応募受付

本要領に基づき、新たに評価認証団体の公募を実施します。応募に当たっては、5. 応募書類、応募方法等をご確認の上、応募書（様式1）に必要事項をご記入ください。

(2) 評価認証団体の審査・選定

(1)で提出のあった公募申請書類について、海事局内航課における審査を踏まえ、旅客船事業者が安全性向上に積極的に取り組んでいることの評価を実施するにあたり十分な体制及び実績を有する者を評価認証団体として選定します。

応募した者に対しては、審査結果（選定又は不選定）を通知するとともに、評価認証団体として選定された者については、国土交通省ホームページで名称等を公表します。

(3) 申請内容等の変更

(2)による選定後、ご提出いただいた応募書類等にご記載の内容のうち、団体名や実施体制の変更を含め、重要な変更があった場合は、申請内容変更届出書（様式2）を速やかに国土交通省海事局内航課へご提出ください。

(4) 認証業務の休廃止

(2)による選定後、評価認証団体としての認証業務を休廃止する場合は、認証業務休廃止届出書（様式3）を提出してください。

(5) 選定の取消

(2)による選定後、国土交通省は、次のいずれかに該当する場合

に、当該評価認証団体に対して選定の取消を行うことができます。また、選定の取消をしたときは、その旨を公表することとします。

- 選定要件を満たさなくなったと認められる場合
- 本公募要領の内容を遵守しない者に対し、注意喚起を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
- 虚偽の内容を含む応募がなされたと認められた場合
- 法令等に違反したことが判明した場合
- 重大な公序良俗違反、その他旅客船事業者が安全性向上に関し信用を損ねるおそれのある行為が認められた場合

3. 評価認証団体の業務

評価認証団体は、別に掲げる「評価認証団体が定めるべき「+ONEマーク（プラスワンマーク）制度」認証規程」に則った規程を定め、以下の業務を実施するものとします。

- 旅客船事業者による申請を受け、安全性に関する法定事項以外の項目について基準を満たしている場合は、第一段階の認証を付与。（安全性向上に向けた積極性を評価）
- 第一段階の認証を取得している事業者が、同様の取組基準を満たしている場合は、第二段階の認証を付与。（継続性を評価）
- 上記認証したことを証するマークの付与

なお、対価を得て業務を実施する場合は、対価の徴収に係る報告書（様式4）の提出が必要となります。

4. 公募へ応募できる者

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の認証申請に対応できること

なお、選定申請に係る書類の作成を日本語で行うことができる必要がありますので、ご留意ください。

5. 応募書類、応募方法等

(1) 応募に必要な書類

以下の書類を提出してください。応募書類の様式の電子ファイルは、国土交通省ホームページからダウンロードして使用するか、ホームページ掲載の様式に準じて応募者自らが作成してください。

○ 申請書(様式1)

- 「謄本」（原則「履歴事項全部証明書」）

- 組織概要（パンフレット、アニュアルレポート、統合報告書等）
- 直近2期の決算書（上記冊子等に記載がない場合、別紙として添付）
- 「組織図」（組織概要冊子等に記載がない場合、別紙として添付）
- 顧客情報保護方針等書類
- 暴力団排除に関する誓約事項（様式1別紙）
- その他参考資料（コンプライアンスへの取組状況該当項目の証左となるもの等）

（2）応募書類の提出方法

（1）の応募書類は、（3）の受付期間中に、電子メールによって、以下の提出先へ提出してください。

電子メールの件名は「（応募者名）評価認証団体公募への応募書類」とし、下記提出先に記載されたメールアドレスに送付してください。

提出先：国土交通省海事局内航課

E-mail: hqt-naikoukoubo@gxb.mlit.go.jp

（3）受付期間

令和6年10月4日（金）から11月5日（火）まで

6. 応募に当たっての留意事項

提出いただいた応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。応募者から提出された書類や、応募書等に含まれる個人情報及び企業情報等は、当該応募者に無断で、本事業以外に使用することはありません。

7. 問い合わせ先

本公募要領に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「評価認証団体公募に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：

E-mail: hqt-naikoukoubo@gxb.mlit.go.jp

Tel: 03-5253-8625（内航課直通）